【政策を構成する施策】

B－1　住居等の確保

精神障害者や知的障害者の場合、炊事等や金銭管理をすべて自身でこなすことは難しいため、同居する家族がいない単身者には、世話人のいるグループホームが適していると思われます。市内の法人等に対してグループホームの整備を協議し、共同生活できる場の確保に努めます。

B－2　地域ケア活動の促進

地域社会での差別・偏見をなくす「心のバリアフリー化」を浸透させることが大切であり、施設・病院等も積極的な交流を図っていく必要があります。そして地域住民が互いに支え合い、助け合う地域ケア活動を促進するため、ボランティア団体等の自主的な活動の支援に努めます。

また、いざという時に、障害者等が安全な場所に避難するために、災害時における「災害弱者」に対する情報伝達、避難誘導体制の整備が必要です。

B－3　障害者の就労支援

雇用・就業は、障害者の自立・社会参加を促進する上で重要な柱となっています。地元企業の理解と協力を得ながら、職域の拡大や働きやすい多様な雇用・就業形態を促進していきます。また、県の職親制度の期間終了後、市が独自に期間延長を図るなどの支援も検討していきます。

政策C　保健・医療サービス等の充実

障害者施策の基本は、障害の防止と早期発見・早期治療です。また、障害者の自立を促進するための指導訓練を行い、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが不可欠です。

平成17年4月、発達障害者支援法が施行され、発達障害の早期発見のために必要な措置を講じるとともに、状況に応じた発達支援を効果的・継続的に行うことになりました。

【政策を構成する施策】

C－1　福祉医療の充実

市では、心身に障害のある人やひとり親家庭の子ども、乳幼児の医療費の助成を行っています。福祉医療制度は、いざという時の安心を確保するため、医療費助成制度の持つ意義を踏まえながら、障害者、ひとり親家庭および乳幼児の医療費助成制度を継続していく必要があります。

C－2　障害児を育てる地域の支援

障害の原因となる疾病等を予防するため、妊産婦や新生児・未熟児に対する相談指導、発育や発達の遅れを可能な限り早期発見するための乳幼児健康診査等が必要です。このため、市では5歳児健診を新たに取り入れ、発達障害等の早期発見に努めています。そして療育の相談や指導の必要があると認められた心身障害乳幼児に対して、精神発達精密検査や巡回相談等を活用して療育方針を決定し、保護者に対する療育指導を行います。

C－3　新たな社会不安に対する支援

複雑化する現代社会では、家庭・学校・職場等の日常生活の場でのストレスが増大し、神経症やうつ病、アルコール依存症等の疾患をはじめ、ひきこもりなど、心の不健康な状態にある人がいます。こうした人たちが地域で孤立しないよう適切な支援体制を整備します。また、問題行動が起こらない症状が初期のうちに相談・受診ができるよう、指導に努めます。

政策D　人にやさしいまちづくり

高齢者、障害者、子ども、女性等を含めた「すべての人々に住みよい地域社会」を実現するための環境整備が求められています。高齢者・障害者等の社会参加を促進する上でも、快適かつ安全な移動を確保するための建築物や道路等の整備が必要です。

【政策を構成する施策】

D－1　公共施設等のバリアフリー化

バリアフリー新法に準拠し、公共施設等のバリアフリー化を積極的に推進するほか、各地区の民間施設にもバリアフリー化の促進を広げていきます。またバリアフリー歩行空間のネットワーク形成を図るため、市街化の状況で歩道の設置が著しく困難な区間については、通行者の安全を確保するため、自動車を減速させる措置などを検討していきます。

D－2　情報のバリアフリー化

障害者が情報通信機器を操作することができるよう、講習会の開催、あるいは自宅へ指導者を派遣できるような制度を検討します。また機器への対応が困難な情報弱者に対しては、ガイドブック等を作成して配布するように努めます。

さらに、市ホームページでは、障害者を含めただれもが情報を容易に利用できるよう、使いやすさにも十分配慮されたシステム（音声による読み上げ機能に配慮した情報内容の整備等）に努めます。

第3章　高齢者の生活支援（高齢者支援計画）

▲日ごろの運動が生活習慣病を予防します

この計画は、老人福祉法で定める「老人福祉計画」となるものです。介護保険事業は、「本荘由利介護保険事業計画」として既に策定されています。

にかほ市の高齢化率は、平成18年10月現在、26・8％になり、平成28年には33・8％になると推計されます。いっそう進む高齢社会を迎えても、高齢者と家族が生涯元気に自分らしく自立し、住み慣れた家、住み慣れたこのまちで過ごしていけるようなまちづくりを目指します。

また、平成18年4月に新設した「いきいき長寿支援課」と「にかほ市地域包括支援センター」が中心となり、次の基本目標を掲げ計画を推進します。

【計画の基本目標】

A　介護予防についての支援
B　要援護高齢者及び家族介護者の支援
C　高齢者の参加による元気な地域づくり

政策A　介護予防についての支援

高齢者ができるだけ要介護状態にならないよう、総合的な介護予防体制づくりをすすめ、個人の状況にあわせ、各分野の専門家の指導を取り入れ、介護予防を支援します。

【政策を構成する施策】

A－1　運動機能向上

足腰の弱りが転倒につながり、寝たきりの原因になります。足腰をはじめ、身体の筋力を鍛えバランス力をつけるなど、運動機能向上の方法を習得し実践できるように支援します。

（パワーリハビリ教室・転倒予防教室・運動機能向上教室等）

A－2　低栄養予防等の栄養改善

栄養不足が続くと抵抗力が弱り病気になりやすくなり、また筋力も低下し転倒しやすくなります。低栄養を予防し、筋肉や内臓を守り心身の機能を維持・向上できるよう、食生活改善についての方法を習得し実践できるように支援します。

（栄養改善教室・栄養改善家庭訪問等）

A－3　口腔（こうくう）機能改善

かむ力や飲み込みが悪くなると栄養が吸収されにくくなり、誤えん性肺炎等をおこしやすくなります。口腔内を健康に保つための方法やかむ力、飲み込む力等を維持・向上するための方法を習得し実践できるように支援します。

（口腔機能向上教室・お口の体操普及等）

A－4　認知症・うつ状態・閉じこもり予防改善

認知症、うつ状態、閉じこもり等は早期に発見して適切に対応すると症状が改善したり、場合によっては、治ることもあります。状況の把握に努め、精神的な衰えや心身の機能低下にならないように改善にむけて支援します。

（認知症等予防教室・認知症等予防訪問・生きがい活動支援等）